

議案第47号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事項		手数料の金額		手数料を徴収する事項		手数料の金額	
[略]				[略]			
長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定の申請	認定の申請の審査（新築基準）	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による適合証（認定基準に適合していることを証する書類をいう。以下同じ。）の提出がある場合	[略]	長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定の申請	認定の申請の審査（新築基準）	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による当該住宅に係る確認書（住宅品質確保法第6条の2第3項に規	[略]

定する確認書をいい、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。）である旨が記載されたものに限る。
）又は登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいい、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。以下同じ。）の提出がある場合

		登録住宅性能評価機 関による適合証の提 出がない場合で、住 宅性能評価書（住宅 の品質確保の促進等 に関する法律第5条 第1項に規定する住 宅性能評価書をいう 。以下同じ。）の提 出がある場合	一戸 建て の住 宅 共同 住宅 等	17,000 円 61,000 円				
		登録住宅性能評価機 関による適合証及び 住宅性能評価書の提 出がない場合	[略]			登録住宅性能評価機 関による確認書及び 住宅性能評価書の提 出がない場合	[略]	
	認定の申請 の審査（増 改築基準）	登録住宅性能評価機 関による適合証の提 出がある場合	[略]		認定の申請 の審査（増 改築基準）	登録住宅性能評価機 関による確認書の提 出がある場合	[略]	
		登録住宅性能評価機 関による適合証の提 出がない場合	[略]			登録住宅性能評価機 関による確認書の提 出がない場合	[略]	
	[略]				[略]			
低炭素建築 物新築等計	一戸建ての 住宅若しく	建築物のエネルギー 消費性能（建築物の	[略]		低炭素建築 物新築等計	一戸建ての 住宅若しく	建築物のエネルギー 消費性能（建築物の	[略]

画の認定の
申請

は共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住戸（認定を受けた建築物の計画を変更する場合の計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））、認定を受けた建築物の計画を変更して建築物の配置を変更する場合の当

エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「事

画の認定の
申請

は共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住戸（認定を受けた建築物の計画を変更する場合の計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））、認定を受けた建築物の計画を変更して建築物の配置を変更する場合の当

エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので、建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「事

<p>該計画の変更に係る部分の床面積は、2分の1とする。以下同じ。)</p>	<p>前審査機関」という。)による適合証の提出がある場合</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

<p>該計画の変更に係る部分の床面積は、2分の1とする。以下同じ。)</p>	<p>前審査機関」という。)による適合証(認定基準に適合していることを証する書類をいう。以下同じ。)の提出がある場合</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>			

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

令和3年12月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料の区分に定める書類等について、所要の改正をしようとするものである。